

「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託」 公募型プロポーザル審査要領

この要領は、当市が実施する「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託」に係る委託事業者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1. 基本的な考え方

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、プロポーザル参加者から提出された企画提案書類及びプレゼンテーションに対し審査を行い、合計点の最も高い者を運営事業者として選定する。

2. 審査方法

(1) 審査概要

- ・提案事業者が1事業者の場合であっても、事業実施の適格性を審査したうえで、その参加者を選考する。

(2) 審査について

- ・参加事業者より提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを以下日程で実施する。実施詳細については、参加事業者へ事前に通知する。

① 日程 令和5年5月12日（金）

② 場所 かすみがうら市役所（霞ヶ浦庁舎：かすみがうら市大和田 562 番地）大会議室

③ 時間 プレゼンテーション 30分・質疑応答15分

④ 備考

- ・当日の出席者は説明者及び質問への対応者含め3名以内とする。
- ・提出済の提案書類に添付していない資料等を新たに提出することは不可とする。
- ・プレゼンの順番は、企画提案書の受付順とする。

(3) 審査選考委員

- ・「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託公募型プロポーザル選考委員会」を設置し選考を行う。

(4) 運営事業者の決定

- ・選定された運営事業者は、本市と仕様書及び契約内容等を協議のうえ、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。

(5) 審査結果の通知

- ・審査結果については、すべての提案事業者に文書及び電子メールにて通知する。
- ・審査内容及び結果、その他プロポーザルに関して参加者からの照会には一切応じず、異議申し立てはできないものとする。

4. 評価基準及び配点

企画提案書類及びプレゼンテーションにより、提案内容の妥当性、適合性、実現性などの視点から、下表の評価項目において評価・採点を行う。

| 評価区分 | 評価項目 | 配点 |
|------------------------|-----------|-----|
| 1. 全体評価 | 総合評価 | 10 |
| | 企画提案書全体構成 | |
| 2. 遂行能力及び実施体制 | 経営状況 | 10 |
| | 実績 | |
| | 実施体制 | |
| 3. 企画提案 | | |
| ①地域力創造アドバイザー選定業務 | 具体的な業務内容 | 20 |
| | 事業計画 | |
| | 独自性 | |
| | 目標設定 | |
| ②地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務 | 具体的な業務内容 | 20 |
| | 事業計画 | |
| | 独自性 | |
| | 目標設定 | |
| ③地域おこし協力隊マネジメント業務 | 具体的な業務内容 | 20 |
| | 事業計画 | |
| | 独自性 | |
| | 目標設定 | |
| ④地域力創造推進プロジェクト活用事業 | 具体的な業務内容 | 20 |
| | 事業計画 | |
| | 独自性 | |
| | 目標設定 | |
| 合計点 | | 100 |